

第3章 全体構想



第3章 全体構想

3-1 都市づくりの理念

本町の都市づくり理念は、上位計画の「熊本都市計画区域マスタープラン」や「第7期菊陽町総合計画」の理念を踏まえ、住民の意向を最大限に反映できるよう、次のように考えます。

**成長と調和が共存し
未来へつなぐ共創都市 菊陽**

成長と	「本町は半導体企業の進出という国家プロジェクトが進められており、それに伴う経済の発展と人口増加が見込まれます。現在は、新駅の設置、知の集積、アーバンスポーツ施設の整備など、町の拠点となる鉄道駅周辺での新しい都市形成を進めており、更なる産業集積、市街地の形成や新たなにぎわい拠点の創出により町全体が成長しつづける都市づくりを目指す」という意味を込めています。
調和が共存し	「本町は市街地と農地や自然環境をどちらも適度に保有していることから、人口の増加、産業の集積や社会経済の発展など、町を取り巻く社会情勢の変化に対応しながらも、守るべき農地や自然環境を見定め、農商工・住環境・自然環境の調和がとれた都市づくりを目指す」という意味を込めています。
未来へつなぐ	「今後も人口増加が予想される中、人の受け皿となる住宅地の計画的な確保、町の拠点への都市機能の誘導を図ることによる暮らしやすい住環境の整備、地下水涵養とカーボンニュートラルなどへ対応した守るべき農地と豊かな自然環境の保全により、次世代へつなぐ持続可能な都市づくりを目指す」という意味を込めています。
共創都市 菊陽	「知の集積や来訪者との交流を促進し、住民、企業、大学などと行政の共創によりイノベーションを創出する都市づくりを目指す」という意味を込めています。

<理念見直しの背景>

■ これまでの都市づくり理念（令和3年3月）

人と自然が共存する快適で安心な生活都市づくり

前回の「都市づくり目標」に対する評価

目標1：「人口増加や高齢化に備えた計画的な都市づくり」

⇒評価1：人口や高齢化は年々増加しており、住みやすさに関して約7割が満足しています。

目標2：「まちの活力や魅力が維持、向上された都市づくり」

⇒評価2：国道57号沿道に商業施設の配置、産業集積が進んでおり、自然に配慮したコンパクトなまちづくりや産業の発展状況に関して、約6割が満足しています。

目標3：「移動しやすい環境が形成された都市づくり」

⇒評価3：道路の整備状況に関して、約6割が満足しておらず、道路網の充実と渋滞の解消を望まれており、新たな道路の整備を進めています。

目標4：「安全安心が確保された都市づくり」

⇒評価4：防災センターの整備、防災機能を備えた菊陽町総合体育館の整備や菊陽杉並木公園の防災機能導入などの拠点整備などを進めています。

目標5：「町民と行政が連携した都市づくり」

⇒評価5：適宜、住民アンケート調査や説明会などを実施しており、これまでのまちづくりに関して、約7割が効果的なまちづくりであると評価しています。

【総括】

一定の評価が得られていますが、一部では不満の声も挙がっています。

理念の方向性検討

■ 上位計画における都市づくり方針

- 熊本都市計画区域マスタープランの都市づくりの基本理念『豊かな自然と歴史を活かし、活力あるエコ・コンパクトな都市づくり』
- 菊陽町第7期総合計画の将来像『ともに 輝き 成長しつづけるまち 菊陽』

■ 社会情勢の変化

- 半導体関連企業の集積が活発化し、さらに（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業における新駅の設置やにぎわいの創出、知の集積など、鉄道駅周辺での新しい市街地形成が進められています。
- 一方で、農地や森林用地から住宅地や産業用地への土地の転用が増加し、社会経済の成長と守るべき農地や自然環境の調和が重要視されており、将来世代へつなぐ持続可能な都市づくりが必要です。

理念の決定

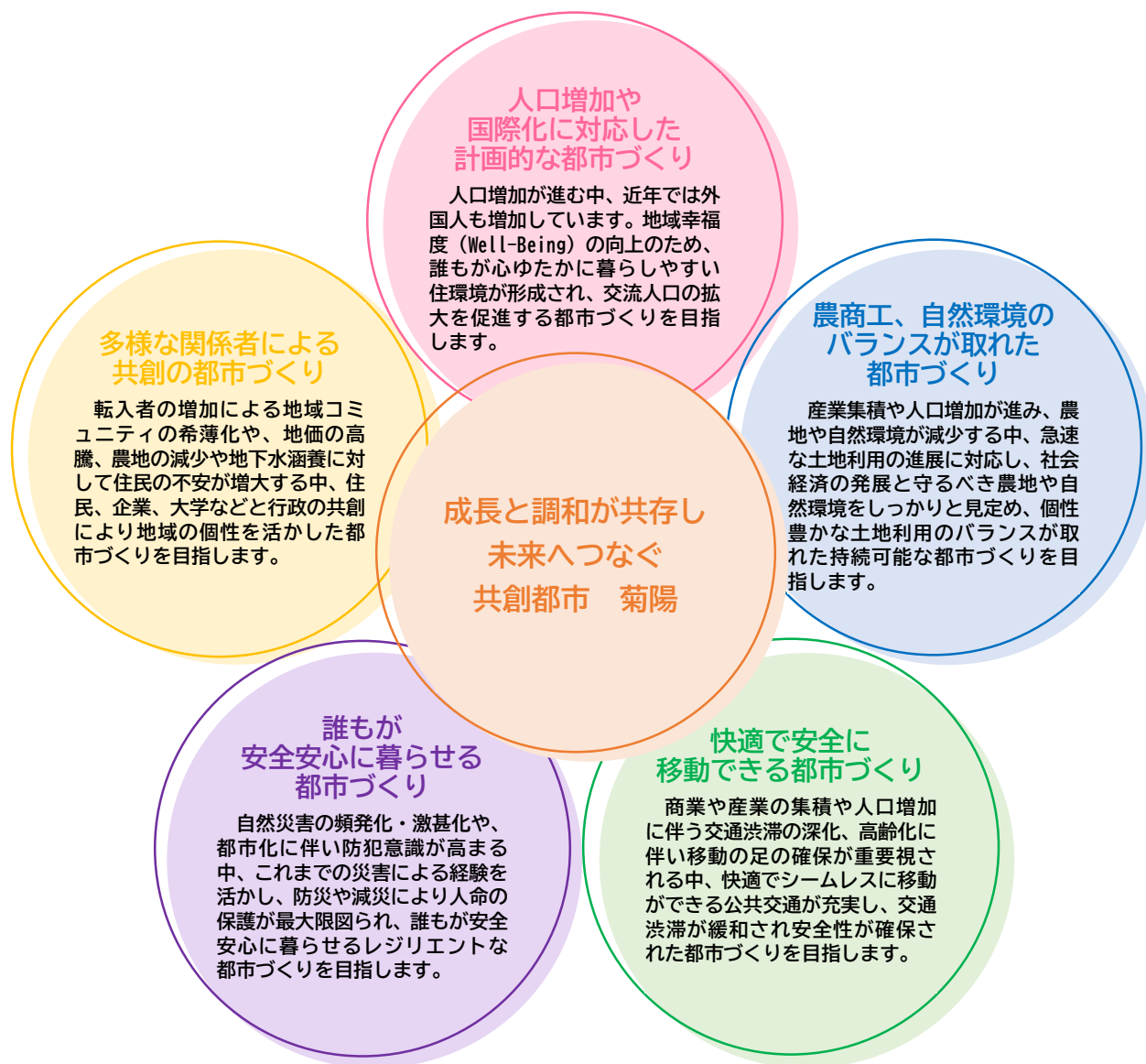
■ これからの都市づくり理念（令和7年3月）

成長と調和が共存し 未来へつなぐ共創都市 菊陽

3-2 都市づくりの目標と基本方針

前章で整理した都市づくりの理念を踏まえて、目標と基本方針を以下のとおり定めます。

- ・目標1：人口増加や国際化に対応した計画的な都市づくり
- ・目標2：農商工、自然環境のバランスが取れた都市づくり
- ・目標3：快適で安全に移動できる都市づくり
- ・目標4：誰もが安全安心に暮らせる都市づくり
- ・目標5：多様な関係者による共創の都市づくり



【目標】

目標 1：
人口増加や国際化に対応した
計画的な都市づくり

【基本方針】

■基本方針 1

心ゆたかでにぎわいのある暮らしの創出

人の受け皿となる住居を確保するため鉄道沿線に居住機能や都市機能を適切に誘導・配置し計画的な市街地の形成・拡大を行い、新たなにぎわいの創出や交流人口の拡大に向けた拠点の整備を進めます。また、既に市街地を形成している地域については都市のスポンジ化への対応、地域の生活拠点については必要な施設の誘導による既存集落の生活環境の維持により、高齢者、こどもや外国人などの多様な人々に配慮した環境づくりやユニバーサルデザインを推進し、地域幸福度 (Well-Being) を向上し、あらゆる人々が心ゆたかで過ごしやすい住環境の整備を進めます。

目標 2：
農商工、自然環境の
バランスが取れた都市づくり

■基本方針 2

人と緑が育む持続可能な都市環境

カーボンニュートラルやグリーンインフラ社会の実現のため、地域固有の豊かな自然環境、地下水、農地、緑地、公園、景観、史跡や伝統行事を保全しながら、産業や商業の集積による社会経済の発展と地域経済の維持を推進し、町の一体的かつバランスの取れた地域活力のある都市づくりを進めます。

目標 3：
快適で安全に移動できる
都市づくり

■基本方針 3

利用しやすい交通サービスの確保

人々の快適で安全な生活を支える交通サービス向上のために、誰もが日常的に利用できる公共交通の充実や輸送力の向上、シームレスに多様な交通手段をつなぐ交通結節点の整備、にぎわいを創出するウォークブルな空間の確保、交通渋滞の緩和に向けた幹線道路の整備や生活道路の安全性向上に向けた歩道や自転車道の整備を進めます。

目標 4：
誰もが安全安心に暮らせる
都市づくり

■基本方針 4

災害に強い都市の構築

防災施設の整備や連携強化、空き家の適切な管理、災害時のデジタル技術を活用した情報発信の強化、住民の避難経路や緊急車両の移動経路の確保などあらゆる自然災害に対して防災・減災による「公助」の充実を図るとともに、災害の教訓を活かし、個人や地域コミュニティによる「自助」「互助」「共助」の防災力を向上し、人命の保護が最大限図られ、災害時にも都市機能を提供でき、迅速に復旧復興できるレジリエントな都市づくりを進めます。

目標 5：
多様な関係者による
共創の都市づくり

■基本方針 5

住民参加型の仕組みづくり

地域の個性を活かした都市づくりを進めていくにあたり、地域コミュニティ活動の維持や行政情報のオープンデータ化を行いながら、住民参加を基本とし多様化する住民ニーズを反映させ、住民や企業、大学などと行政の共創によりイノベーションを創出する都市づくりを進めます。

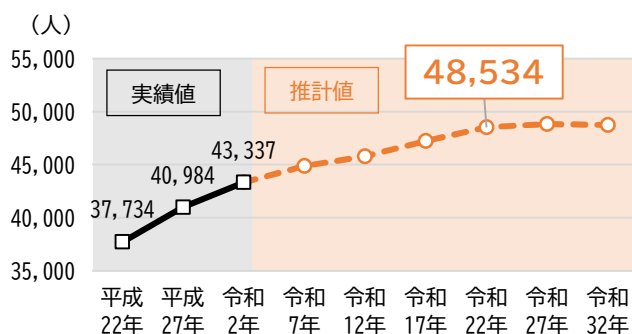
3-3 将来都市規模の設定

本計画では令和 22 年を目標年次としており、将来の都市規模を想定することがこれからの都市づくりにおいて重要であることため、人口規模と産業規模の 2 つの項目について設定します。

(1) 人口規模の設定

①将来の人口動向

本町が独自に推計した人口規模を設定します。



②将来の区域別人口動向、世帯動向

過去の人口推移に基に、回帰式を用いてトレンド推計を行うことにより設定します。

		令和 2 年	令和 22 年
市街化区域内人口	(人)	33,096	40,700
人口集中地区 (DID) 人口	(人)	32,159	35,000
世帯数	(世帯)	17,794	25,500

(2) 産業規模の設定

将来の製造品出荷額及び商品販売額は、従業者数の構成比を実績値と同一として推計を行うことにより設定します。

			令和 2 年	令和 22 年
製造業	一人当たりの製造品出荷額など	(億円/人) ①	0.29	0.78
	製造業従業者数	(人) ②	5,258	7,369
	製造品出荷額など※1、2	(億円) ③=①×②	1,520	5,752
商業	卸売業	一人当たりの商品販売額	(億円/人) ④	0.73
		従業者数	(人) ⑤	673
		卸売業商品販売額※1、2	(億円) ⑥=④×⑤	495
	小売業	一人当たりの商品販売額	(億円/人) ⑦	0.24
		従業者数	(人) ⑧	3,782
		小売業商品販売額※1、2	(億円) ⑨=⑦×⑧	901
	計	合計商品販売額※1、2	(億円) ⑩=⑥+⑨	1,395
				2,357

※1: 四捨五入の関係で合計値が合わないことがあります。

※2: 平成 27 年を基準とした GDP デフレータで物価変動の影響を取り除いた数値です。

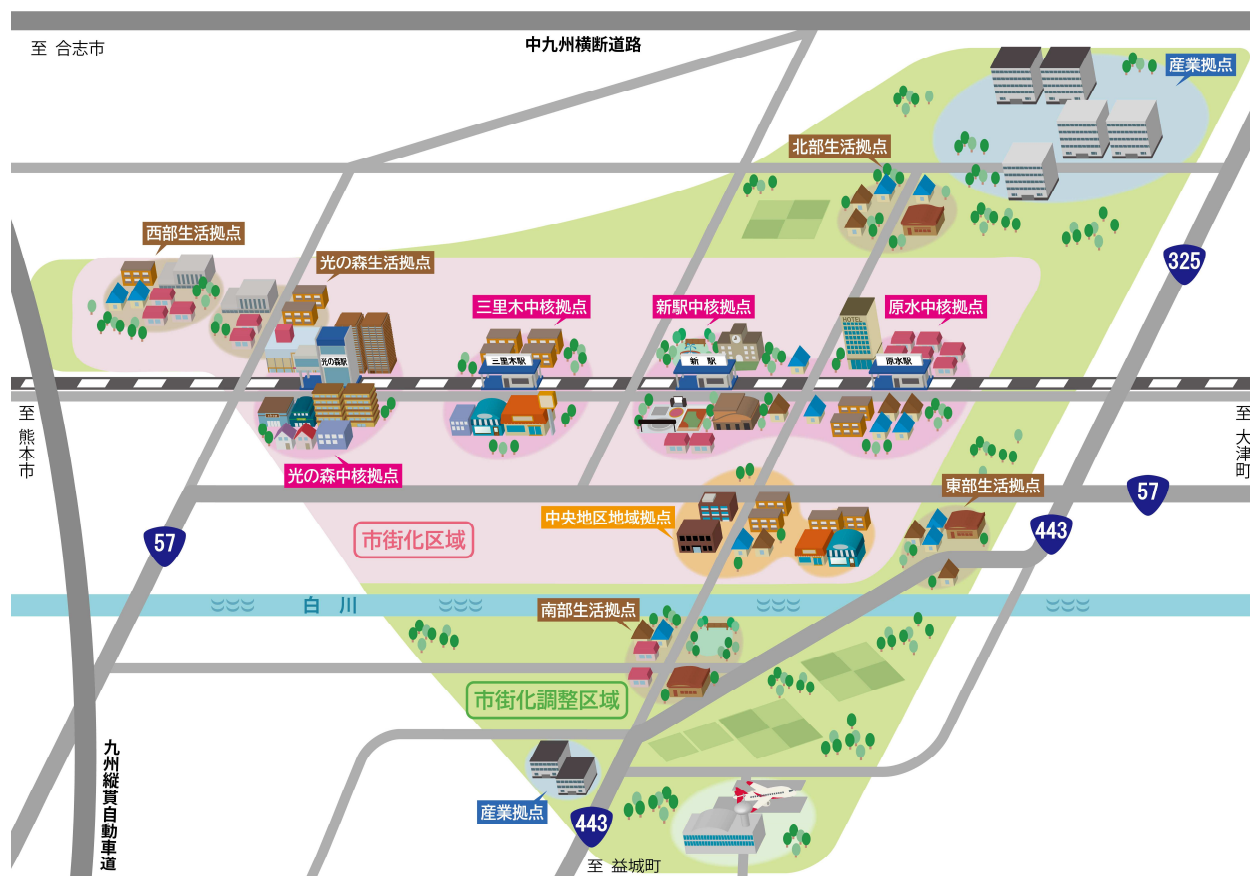
3-4 将来都市構想

(1) 目標とする将来都市構想の概念

コンパクトで成長しつづける都市づくりを推進するに当たり、都市機能の骨格となる「拠点」「軸」「ゾーン」を明確にした秩序ある都市づくりを目指すために、各項目の方向性とその機能について示します。

本町の描く将来都市構想は、熊本都市圏で提示されている多核連携型の都市像とします。

その概念は下図に示すとおりです。



▲ 将来都市構想の概念

(2) 空間都市形成

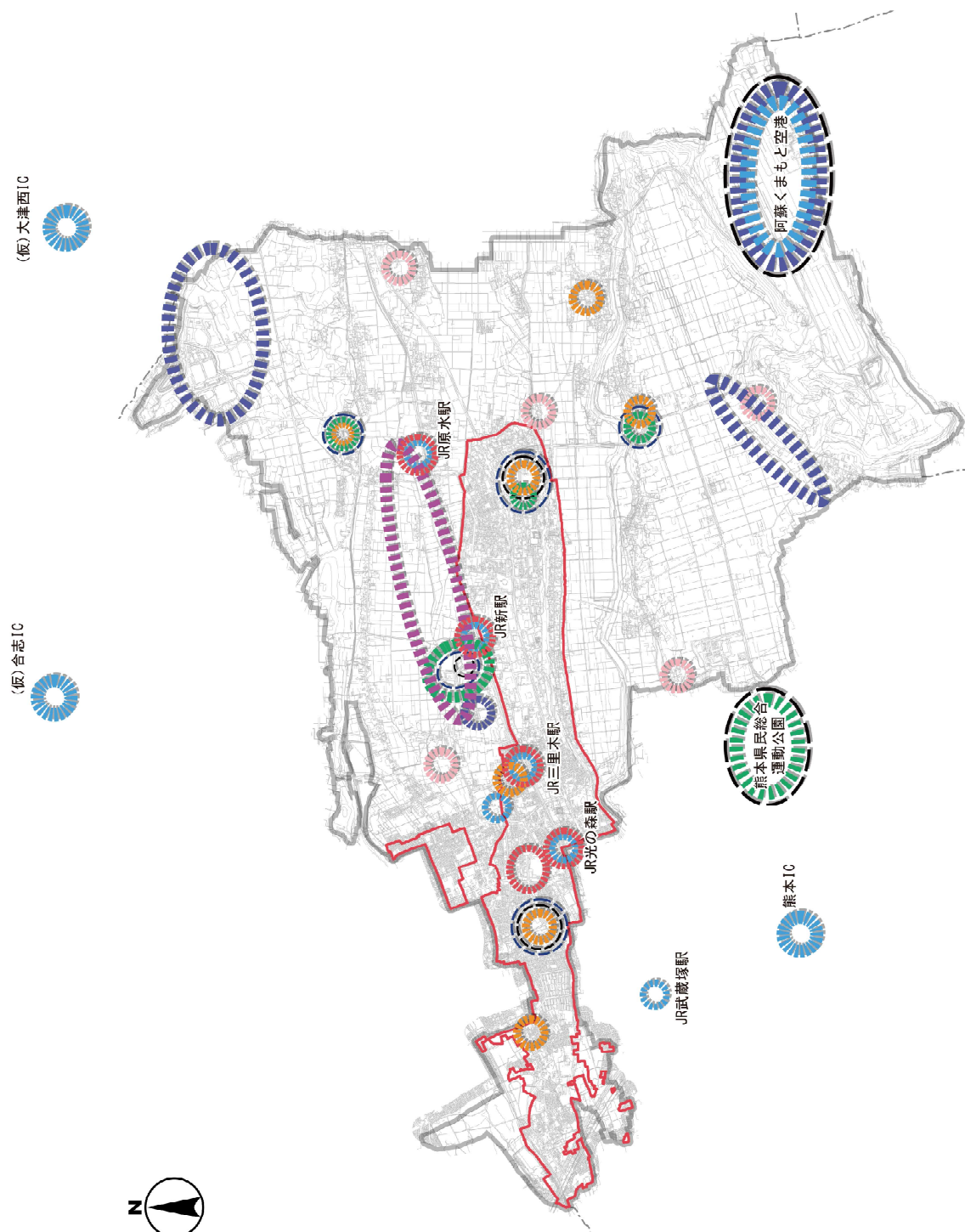
1) 拠点の設定

拠点とは、本町の中で不特定多数の住民が多く利用する施設や地域（誇れる場所、町の顔）のことを指します。本町では都市づくりの理念を踏まえ、以下のように設定します。

■拠点

拠点		機能	具体施設
都市構造	都市機能		
町の中核となる拠点	にぎわい拠点	人々が集い、にぎわいを創出する町の中心的拠点	・鉄道駅周辺地区 ・光の森地区※
	新たな都市拠点	にぎわいや交流の場として新たに町の中心となる拠点	・（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業 ・アーバンスポーツ施設 ・菊陽町総合体育館 など
地域拠点 生活拠点	行政・福祉・文化拠点	住民の生活や暮らしを支え、人々の心のゆとりを創出する拠点	・町役場、中央公民館、老人福祉センター ・三里木町民センター ・東部町民センター ・光の森町民センター ・西部町民センター ・ふれあいの森研修センター ・武蔵ヶ丘コミュニティセンター ・南部町民センター
その他	交流拠点	人と人とが交流し、やすらぎが得られる拠点	・菊陽町総合交流ターミナルさんふれあ ・菊陽町図書館 ・菊陽町総合体育館 ・菊陽杉並木公園 ・鼻ぐり井手公園 ・ふれあいの森公園 ・菊陽町町民総合運動場 ・熊本県民総合運動公園
	交通結節拠点	町内の主要拠点や町外など広域的な移動を行う際に利用する交通拠点	・JR 光の森駅、JR 三里木駅、JR 原水駅、JR 新駅 ・九州産交バス光の森営業所 ・阿蘇くまもと空港 （九州縦貫自動車道の熊本 IC） （中九州横断道路の（仮）合志 IC、（仮）大津西 IC）
	産業生産拠点	地域の経済を支える企業などが集積する拠点	・工業団地 （セミコンテクノパーク、原水工業団地など） ・企業集積地 ・阿蘇くまもと空港など
	医療拠点	住民の健康と安心を提供する拠点	・菊陽病院 ・熊本リハビリテーション病院 ・菊陽台病院 ・東熊本第二病院 ・熊本セントラル病院
	防災拠点・地域避難拠点	災害時に町民の安全確保や防災機能を有する拠点	・防災拠点：7 地区 （町役場、光の森町民センター、中央公民館、菊陽町図書館、菊陽町総合体育館、阿蘇くまもと空港、熊本県民総合運動公園） ・地域避難拠点：6 地区 （菊陽町町民総合運動場、菊陽杉並木公園、菊陽町光の森防災広場、ふれあいの森公園、鼻ぐり井手公園、菊陽町防災センター）

※熊本都市計画区域マスタープランにおいて、位置付けられた都市拠点



▲ 拠点の設定図

2) 軸の設定

軸とは、近隣市町や町内施設へのアクセスが可能なまちの交通ネットワークを形成する道路や鉄道のことを指します。本町では以下のように設定します。

■軸

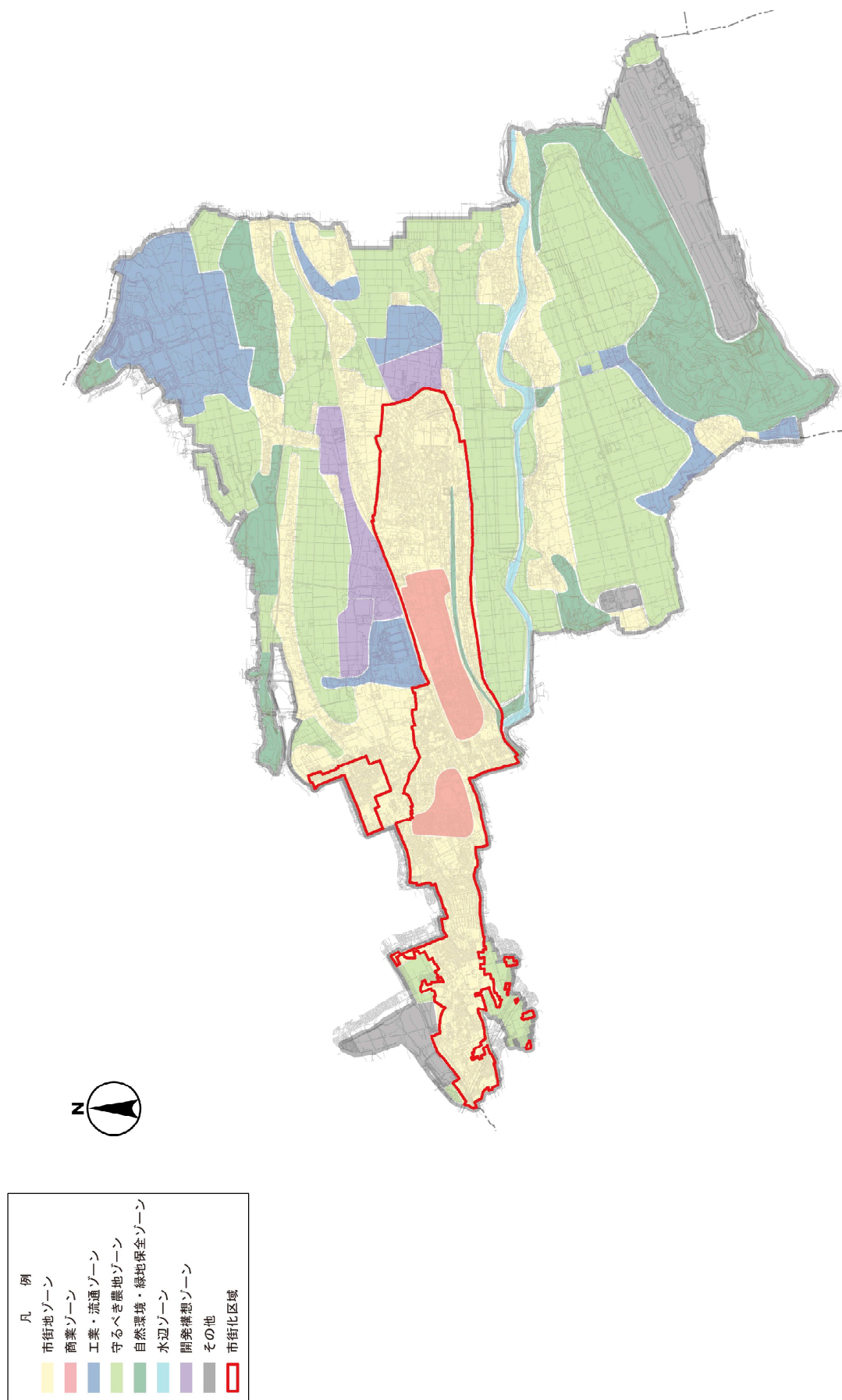
軸	機能	具体路線
広域交通骨格軸	広域地域との連携を可能とする高速交通軸	・九州縦貫自動車道 ・中九州横断道路（計画）
都市幹線軸	交通結節点（阿蘇くまもと空港や高速道路 IC など）や近隣市町へのアクセス性が確保された軸	・一般国道 57 号（（都）弓削近見線） ・一般国道 325 号 ・一般国道 443 号（計画含む） ・（都）菊陽空港線（計画含む） ・（県）熊本空港線 ・（県）熊本益城大津線 ・（都）大窪山下線 ・（都）大津合志線（計画） ・（県）大津西合志線 ・（都）合志インターチェンジアkses線（計画） ・（都）下原堀川線 ・（県）辛川鹿本線（計画含む） ・（都）セミコンテクノパークアクセス線（計画）
地域軸	本町内の拠点や都市幹線軸へのアクセス性が確保された軸 主に都市計画道路及び県道や町道を基本とします。	・一般国道 57 号 ・（都）麻生田三里木線 ・（県）益城菊陽線 ・（都）保田窪菊陽線 ・（県）辛川鹿本線 ・（県）新山原水線 ・（県）辛川鹿本線（バイパス） ・（県）瀬田竜田線 ・（県）熊本大津線 ・（町）杉並木公園線 ・（町）杉並木公園線（計画） ・（町）南方大人足線
公共交通軸（鉄道）	本町の中央部を東西に貫通し、近隣市町への移動が可能な鉄道の軸	・ JR 豊肥本線
公共交通軸（バス）	町内や近隣市町への移動が可能なバスの幹線となる軸	・ C（武蔵ヶ丘、光の森方面） ・ E（子飼、光の森、大津方面） ・ F（子飼、供合方面） ・ K（県庁方面）
歩行者軸（緑の軸）	歩行者が安全に緑や自然を楽しむことができる空間	・（県）熊本菊陽線

3) ゾーンの設定

ゾーンとは、将来的な都市づくりの目標達成に向けた適切な誘導を図るための区域を目指します。
本町では以下のように設定します。

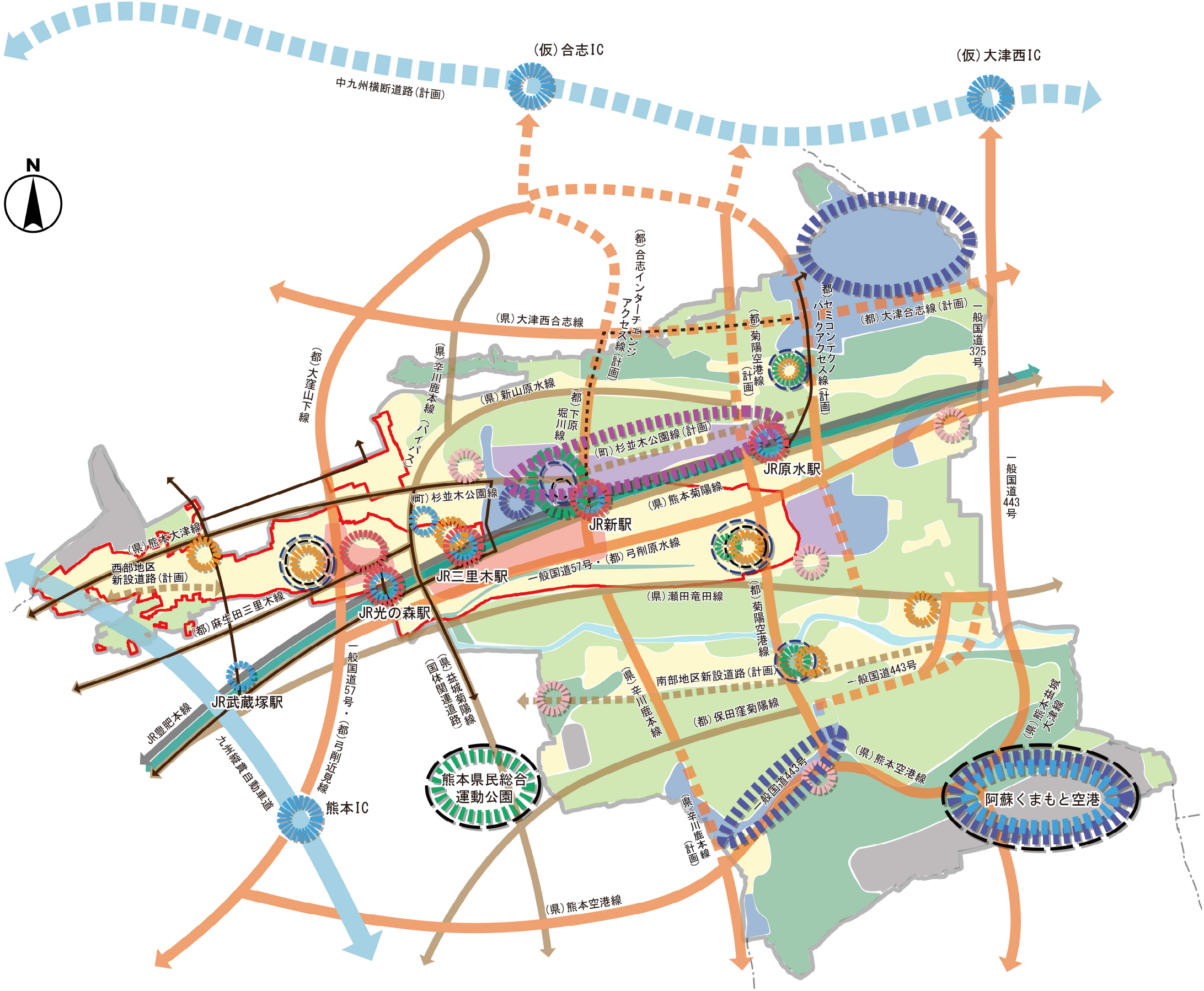
■ゾーン

ゾーン	考え方
市街地ゾーン	市街化区域を基本とする住居系及び業務系の土地利用を積極的に展開する区域。にぎわい拠点への集積を高めながら、良好な居住空間を形成するために、緑に囲まれた景観形成を基本としたコンパクトな街並みの実現を目指す。また、集落の維持に必要な生活機能の誘導や住宅の建築を認める区域。
商業ゾーン	光の森地区、一般国道 57 号沿道について周辺環境との調和に配慮しながら、利便性向上やにぎわいを創出し、商業の活性化を図る区域。
工業・流通ゾーン	本町ではセミコンテクノパークや原水工業団地をはじめとした半導体関連企業が多く集積し、産業の中核となる機能を有しており、将来的な周辺の土地利用や緑の景観と調和を図りながら、町の発展に寄与し県内の半導体産業をはじめとした各産業の拡大の受け皿となるため、更なる産業集積を進める区域。 阿蘇くまもと空港に接続する一般国道 443 号沿線などは、空港やインターチェンジに近く、製造業や物流業の企業誘致を進める区域。
守るべき農地ゾーン	豊かでまちの個性となる水田や畑などが広がり、維持や保全を基本とする、その他のゾーンと調和を図りながら景観形成を図る区域。 積極的な開発計画を規制する市街化区域内における集落内開発制度指定区域（都市計画法第 34 条第 11 号）において、集落の維持に必要な生活機能の誘導や住宅の建築を認める区域。
自然環境・緑地 保全ゾーン	豊かな生態系が育まれ、地下水の涵養にも寄与する森林、丘陵地、斜面林、公園などの自然環境や緑地を保全する区域。
水辺ゾーン	東西方向に流れる白川の両岸に残されている自然と歴史、文化的な地域資源を有効的に活用し、生活、緑、文化及び歴史が融合した空間形成を図る区域。
開発構想ゾーン	積極的な開発計画を規制する市街化調整区域内において、人口の受け皿確保やにぎわいの創出などを促進するため、周辺の土地利用（優良農地など）と調整かつ調和がとれるエリアを対象とした土地利用を検討する区域。



▲ ゾーンの設定図

- 凡 例
- にぎわい拠点
 - 新たな都市拠点
 - 行政・福祉・文化拠点
 - 交流拠点
 - 交通結節拠点
 - 産業生産拠点
 - 医療拠点
 - 防災拠点
 - 地域避難拠点
 - 広域交通骨格軸
 - 広域交通骨格軸(計画)
 - 都市幹線軸
 - 都市幹線軸(計画)
 - 地域軸
 - 地域軸(計画)
 - 公共交通軸(鉄道)
 - 公共交通軸(バス)
 - 公共交通軸(バス)(計画)
 - 歩行者軸(緑の軸)
 - 市街地ゾーン
 - 商業ゾーン
 - 工業・流通ゾーン
 - 守るべき農地ゾーン
 - 自然環境・緑地保全ゾーン
 - 水辺ゾーン
 - 開発構想ゾーン
 - その他
 - 市街化区域



▲ 将来都市構想図

3-5 分野別の都市づくり方針

本項目で示す語尾の表現は以下のように整理します。

文章表現（語尾）	考え方
～進めます。	すでに事業に着工しているものや事業計画があるものに対して引き続き取り組んでいくもの
～取り組みます。	目標達成に向けて、具体的に事業化していくものや既に検討が進められているもの
～協議していきます。	施策の実現化に向けて、庁内や関係機関などと調整や検討が必要なもの

（１）土地利用の方針

持続可能な都市づくりのため、居住や都市機能の誘導について定める「立地適正化計画」の策定を進めます。

１）市街地ゾーン

- ・本町の魅力を後世へ継承するために、コンパクトで環境にやさしい持続可能な住環境の整備に取り組みます。
- ・既に基盤整備が行われている区域や民間開発によって良好な戸建て住宅地が形成されている区域は、将来に渡って、住環境の保全及び適切な更新に取り組みます。
- ・老朽化する町営団地などの改装や更新などを踏まえながら、住宅需要に適切に対応した土地利用の活用について協議していきます。
- ・良好な生活環境整備のため、必要に応じて地区計画、建築協定及び緑化協定などを活用しながら、各地区の特性に応じた整備に取り組みます。
- ・新たな宅地需要がある場合は、既存市街地内に存在する低未利用地の利活用を優先しながら、人口や土地利用の整序を進めます。
- ・市街化調整区域内の集落は、地域の実情や周辺環境との調和を図りながら、地区計画制度や集落内開発制度を活用するなど集落の維持に取り組みます。
- ・集落間及び市街地を結ぶ生活道路や下水処理施設の整備などを計画的に行い、良好な住環境の形成に取り組みます。
- ・本町は町外からの転入者が多く、近年では外国人が増加しているため、地元住民と転入者が融和した地域コミュニティの形成に取り組みます。

２）商業ゾーン

- ・JR 三里木駅と JR 光の森駅周辺について、周辺環境との調和に配慮しながら、近隣住民の利便性向上、にぎわいの醸成、地域経済の活性化や雇用の創出のために商業施設などの誘導に取り組みます。
- ・一般国道 57 号の沿道で、沿道型商業施設が集積する地域は、沿道景観や住環境との調和に配慮しながら、適切な土地利用への誘導を図るため、用途地域の見直しについて取り組みます。

3) 工業・流通ゾーン

- ・セミコンテックパークや原水工業団地、三里木地区の工業集積地及び南部の一般国道 443 号沿道の企業集積地について、周辺環境との調和を図りながら、適切な工業施設の誘導を進めます。
- ・地元企業の技術高度化や活力ある企業の誘致を促進しながら、地域経済の活性化や新たな企業立地、雇用の創出につながるための土地利用について協議していきます。

4) 守るべき農地ゾーン

- ・町域の約 4 割を占める優良農地は、今後も可能な限り営農環境の保全に取り組みます。また、貴重な緑地空間としても活用できることから、地下水の涵養機能を維持しながら、適切な管理に取り組みます。
- ・農業振興地域の白地（農地）は、農地としての利用のほか、公園や公共施設（集会所など）の整備、住宅地の開発など、有効な土地利用を行うために必要に応じて協議していきます。
- ・熊本市に隣接している地の利を生かし、生産から販売までを見据えた農業経営や営農環境の向上に取り組みます。
- ・市街化調整区域内の集落内開発制度などで開発したエリアは、雨水処理区域外のため、各開発エリアに雨水処理施設を整備していますが、局地的大雨などには処理できない場合もあることから、農業用水路が不足分の受け皿となっています。そのため、構造物が入っていない脆弱な土水路の崩壊や水路の氾濫などの問題が発生していることから、農業用施設の強化や集落内開発制度の運用の見直しについて協議していきます。
- ・産業集積や宅地開発により農地が減少していますが、農業生産基盤整備事業が実施された集团的農用地は保全する考えのもと、ゾーニング図を策定することにより保全するエリアの明確化を進め、必要に応じて代替地の確保に取り組みます。
- ・後継者不足への対応や効率化に向けて、農地の集約化や集団化、更には農業の発展のため質の高い農業の支援について協議していきます。

5) 自然環境・緑地保全ゾーン

- ・自然地は、本町の魅力として残されてきた保全すべき区域であることから、地域の景観形成や自然環境に配慮しながら、開発の抑制に取り組みます。

6) 水辺ゾーン（水面、河川）

- ・町内を流れる河川とその周辺の緑地は、身近な親水や緑地空間として保全をしていくとともに、公園を整備するなど、土地の有効活用に取り組みます。

7) 開発構想ゾーン

- ・人口増加により、既存市街地で収容しきれない場合は、周辺環境との調和に配慮しながら、公共交通や道路の軸と連携し、新たな人口の受け皿の確保のために、市街化区域の拡大を進めます。
- ・半導体関連企業の立地に伴い土地の需要が活性化しており、周辺環境との調和に配慮しながら、更なる産業の集積に取り組みます。

(2) 市街地の整備方針

1) 市街化区域の整備方針

①既成市街地（住居系）

- ・本町の魅力を後世へ継承するため、コンパクトで環境にやさしい持続可能な住環境を整備し、JR 豊肥本線沿線の土地利用の高度化を図るための用途地域の見直しに取り組みます。
- ・武蔵ヶ丘地区は高齢化が進んでおり、今後、光の森地区も高齢化が進む可能性があるため、周辺市町との一体的な都市機能や居住環境の更新について協議していきます。
- ・老朽化が進んでいる地域の既存の集合住宅などは、必要に応じて、施設の更新とあわせた新たな住環境の形成について地域住民と協議していきます。
- ・工業地域に指定されている区域内の戸建住宅周辺において新たに高層マンションなどが建設されており、既存の住環境に配慮し、用途地域の見直しについて協議していきます。
- ・空き家は、「菊陽町空家等対策計画」に基づき、地域の実情に応じた活用方法や管理不全な空き家の除去などの支援策に取り組みます。

②既成市街地（商業系）

- ・光の森の商業集積地区は、土地区画整理事業により計画的に整備された本町の拠点として、さらに住み良い住環境の充実や商業施設の適正な配置を行うことで、住み続けられる都市環境の形成に向けて取り組みます。
- ・一般国道 57 号沿道周辺地区は、既存の大型商業施設に連なり立地している商業施設の実情を考慮した上で、用途地域への見直しにより、既存建築物の特性を活かした市街地形成に向けて取り組みます。

③新市街地

- ・土地区画整理事業による計画的でまとまりのある市街地形成のため、（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業では商業施設やホテルの誘致によるにぎわいエリア、大学キャンパスなどを整備し産学金官の共創によりイノベーションを創出する知の集積エリア、セミコンテクノパークに近くマンションや住宅を整備する職住近接エリアの 3 エリアに分割した計画を進めており、久保田台地では人口の受け皿確保のため、市街化区域への編入に向けて取り組みます。

④低未利用地区

- ・市街化区域内の低未利用地は、原則として積極的に都市化を進めることが望ましいため、道路や下水道などの都市施設、新たな投資の必要性、周辺の土地利用及び自然環境などを考慮した上で、必要な時期に開発に取り組みます。
- ・地区計画の導入や都市基盤の整備手法などを積極的に活用しながら、より良い市街地の形成に向けて取り組みます。

2) 市街化調整区域の整備方針

- ・市街化調整区域内では、古くから居住する人々によって集落が形成されてきましたが、集落の中には、日常生活に必要なサービス（道路、公園及び商業施設）を受けることが困難となっており、日常生活に必要な商業施設などを適切に配置し、生活環境及び地域活力の向上により、既存集落の維持を進めます。
- ・市街化調整区域内の開発は、農地との調整を図りながら、必要な範囲で地域の実情に応じて適切に運用していくとともに、既成市街地と連坦する地域に開発を限ることや既存集落を含めて地区計画を設定するなど、無秩序な市街地の拡大を抑制し計画的に市街地を形成するよう、市街化調整区域の地区計画運用指針の見直し（ゾーニング図策定含む）による土地利用方針の明確化を進め、県や周辺市町と連携し将来的な集落内開発制度の適切な運用について協議していきます。
- ・空き家は、「菊陽町空家等対策計画」に基づき、地域の実情に応じた活用方法や管理不全な空き家の除去などの支援策に取り組みます。
- ・阿蘇くまもと空港周辺は、交通結節点としての立地特性を活かし、新たな産業の集積や新事業の展開に向けて協議していきます。また、これまでの災害の経験を踏まえた広域防災拠点としての機能強化に取り組みます。

(3) 都市施設の整備方針

1) 道路の整備方針

①基本方針

- ・本町の道路整備方針は、将来都市構想で設定した「軸」を基本にしながら、体系的な道路構成に取り組みます。
- ・本町の道路は、「骨格幹線道路」と「幹線道路」で体系的に構成します。また、「骨格幹線道路」や「幹線道路」を補完する「補助幹線道路」を構成します。
- ・本町は県都熊本市に隣接し、空の玄関口である阿蘇くまもと空港が位置していることから、連絡性に配慮した道路網の形成に向けて取り組みます。
- ・周辺市町では中九州横断道路の整備が進められており、交通渋滞の緩和に向けた産業生産拠点周辺の道路整備や中九州横断道路のインターチェンジへ接続する道路ネットワークの整備を国及び県と連携して早急に進めます。

【骨格幹線道路】

- ・本町の骨格を形成するとともに、広域的な交通に対応する道路とし、周辺都市や阿蘇くまもと空港などの拠点間の連絡性が確保された「田の字型」の道路体系とします。
 - ◇（都）弓削原水線（一般国道 57 号（菊陽バイパス））
 - ◇（都）大窪山下線、（都）弓削近見線（一般国道 57 号（東バイパス））
 - ◇ 一般国道 325 号、一般国道 443 号
 - ◇（県）大津西合志線、（都）大津合志線
 - ◇（県）熊本空港線、（県）熊本益城大津線
 - ◇（都）菊陽空港線（計画含む）
 - ◇（都）合志インターチェンジアkses線（計画）、（都）下原堀川線、（県）辛川鹿本線（計画含む）
 - ◇（都）セミコンテクノパークアクセス線（計画）

【幹線道路】

- ・町中央部を東西方向に長い形状で形成している市街地内の利用に関する交通処理を考慮した路線や既存集落などの拠点間の連絡性が確保された「梯子型」の道路体系とします。

【補助幹線道路】

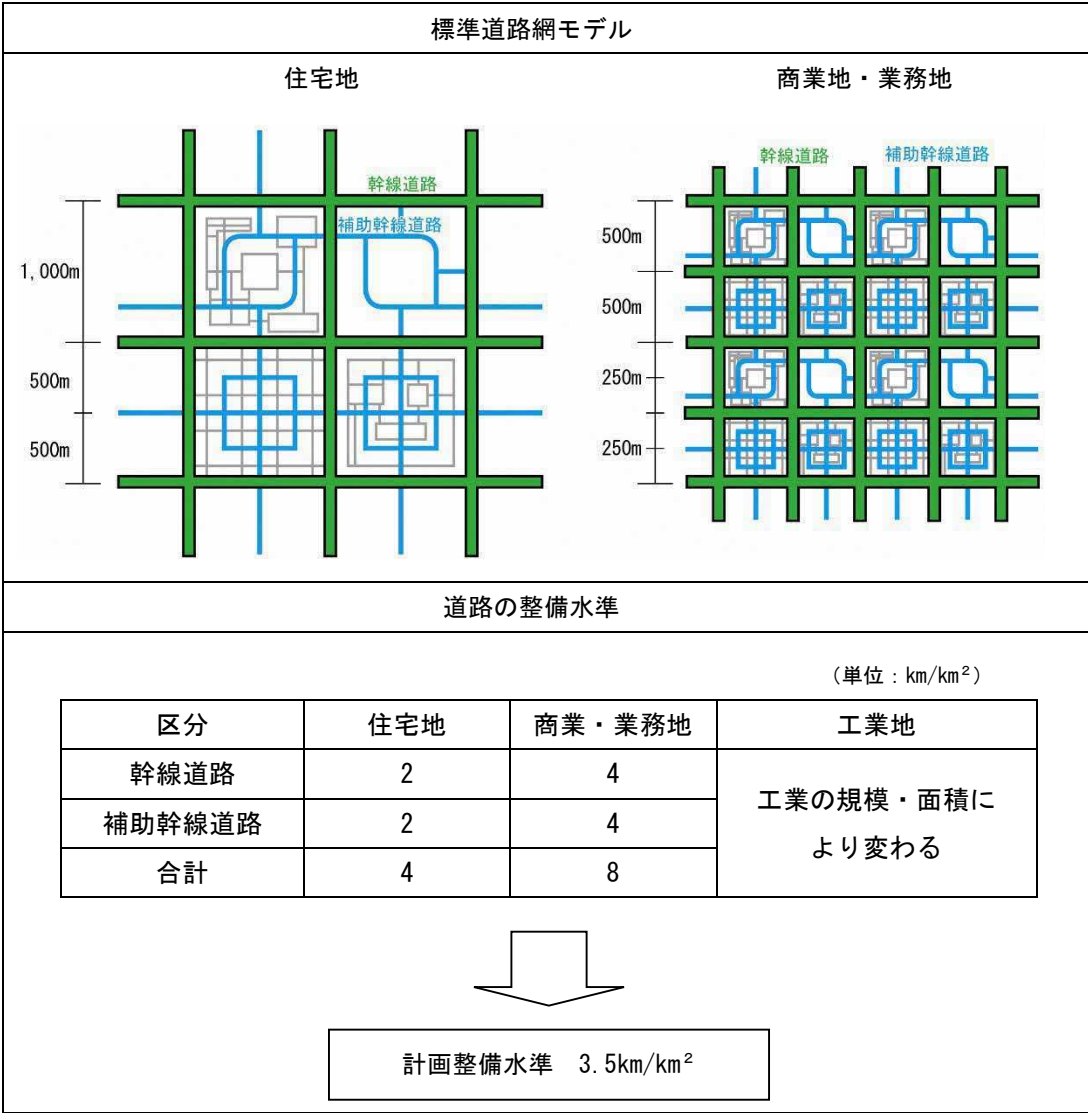
- ・「骨格幹線道路」と「幹線道路」で形成された本町の道路網を補完することで、交通を適切に処理することを可能にする道路とします。

【その他（生活道路・区画道路）】

- ・全ての土地が道路に接するように配置され、主に地域住民の日常生活に利用される道路とします。

②整備水準

道路の整備水準は、「都市計画道路の計画標準」に基づいて、本町の地理的、地形的な制約条件を考慮した上で、下記の整備水準の確保に取り組みます。



③整備方針

基本方針や整備水準を踏まえ、都市計画道路や国及び県道を中心に、本町の骨格幹線道路、幹線道路、補助幹線道路及びその他について、それぞれの整備方針を設定します。

【骨格幹線道路】

ア) 都市計画道路 3・3・51 菊陽空港線（計画幅員 25m）

- ・市街地東部を南北方向に貫通する路線であり、本町の北部から一般国道 57 号を經由して阿蘇くまもと空港へのアクセス機能を有する路線として骨格幹線道路に位置づけます。
- ・北は（県）大津西合志線までの延伸を図ることで、「田の字型」の道路体系の形成、本町北部の産業生産拠点へのアクセス性の向上に向け、県と連携して整備を進めます。

イ) 都市計画道路 3・2・101 大津合志線（計画幅員 34m）

- ・西は合志市からセミコンテックパークを經由し大津町へ至る東西の骨格幹線道路に位置づけます。
- ・通勤交通、農産品や製造品の搬送といった人流、物流を担う役割を適切に果たすことを目的に、交通渋滞緩和に向けた公共交通の利用促進のため、BRT（連節バスを含む）の導入を踏まえた整備に向け、県が実施する整備を推進します。

ウ) 都市計画道路 3・3・102 合志インターチェンジアkses線（計画幅員 25.75m）

- ・（都）下原堀川線と（県）辛川鹿本線と合わせたネットワークを形成し、本町中央部を南北に連絡する路線として、骨格幹線道路に位置づけます。
- ・北は（仮）合志インターチェンジまでの延伸を図ることで、本町北部の産業生産拠点形成に資するアクセス性の向上や交通渋滞の緩和に向け、県が実施する整備を推進します。

エ) 都市計画道路 3・5・103 セミコンテックパークアクセス線（計画幅員 12.5m）

- ・セミコンテックパーク周辺の南北を連絡する路線として、骨格幹線道路に位置づけます。
- ・（都）大津合志線の道路拡幅、立体交差などの交差点形状の変更や付加車線設置に伴い、本町北部の産業生産拠点及び（仮）合志インターチェンジへのアクセス性の向上や交通渋滞の緩和に向け、県が実施する整備を推進します。

オ) 県道 辛川鹿本線（計画）

- ・本町南部を南北に連絡する路線として、骨格幹線道路に位置づけます。
- ・阿蘇くまもと空港の北側では、交通渋滞が発生しており、人流や物流への影響が懸念されるため、道路改良やバイパス整備を実施、交通の分散による交通渋滞の緩和に向け、県が実施する整備を推進します。

【幹線道路】

ア) 町道杉並木公園線（計画）

- ・JR 豊肥本線の北側の東西に連なる市街地間を連絡する路線として幹線道路に位置づけます。
- ・（町）南方大人足線まで延伸を図り、鉄道北側の市街地内、市街地から菊陽杉並木公園や本町北部の産業生産拠点へのアクセス性の向上及び交通渋滞の緩和に向けて取り組みます。
- ・拠点間を連絡する公共交通体系の形成に向け、将来的に自動運転バスの導入を見据えた道路整備について協議をしていきます。

イ) 南部地区新設道路（計画）

- ・ 本町南部地区の自動車交通を（県）益城菊陽線や（都）菊陽空港線へ円滑に誘導する路線として幹線道路に位置づけます。
- ・ 南小校区を東西に走る新たな道路を整備し、通学路の安全性確保に取り組みます。

ウ) 西部地区新設道路（計画）

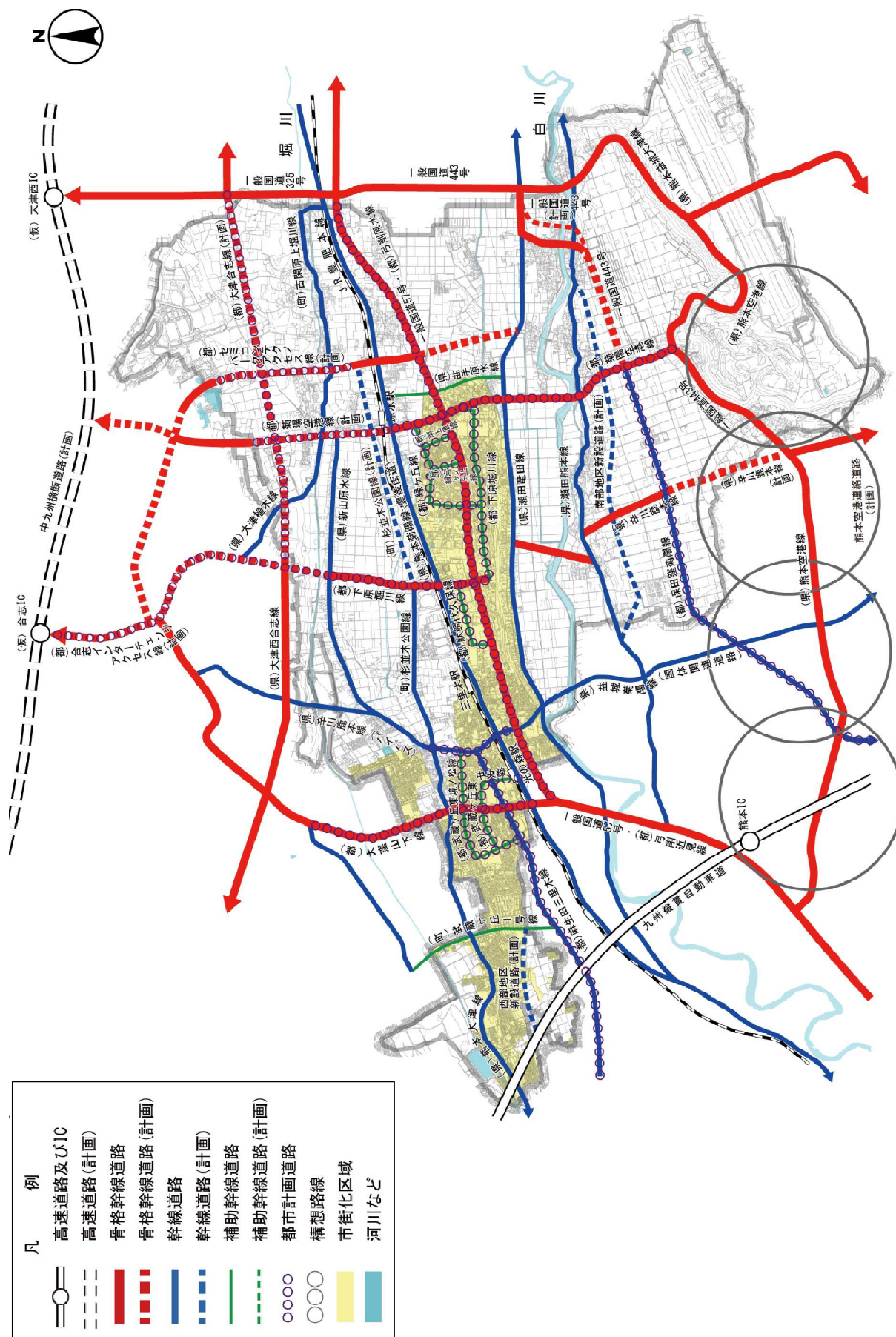
- ・ （県）熊本大津線の渋滞緩和や交通の適正化を図るため、熊本大津線のバイパスとして武蔵ヶ丘小学校の南側から高速道路沿いまでを繋ぐ路線として幹線道路に位置づけ、整備に取り組みます。

【その他（生活道路・区画道路）】

- ・ 町民の生活道路となる生活道路及び区画道路は、日常生活を支えるものであることから、市街地内や集落内において積極的に整備を進めます。
- ・ 幅員は、商業系や工業系の土地利用が中心となる地区は 9mまたは 8mの道路を基準とし、住宅地は 6mの道路を基準とします。
- ・ 交差点付近は見通しが良くなるように、隅切り、カーブミラー及び照明施設などの安全施設の整備を図るとともに、単路部も含め、夜間の防犯対策などの安全性向上を図るため、防犯灯や道路照明灯の整備を進めます。
- ・ 骨格幹線道路及び幹線道路の交通渋滞の深化により、生活道路や区画道路を利用する通勤交通が増加しているため、歩車分離、通過交通の抑制や面的な安全対策について協議していきます。
- ・ JR 豊肥本線が本町の中央部を東西に貫通しており、JR 豊肥本線を横断する際の走行環境を整備するため、踏切の拡幅を進めます。

【その他（道路空間）】

- ・ 道路空間は、人や自動車の通行のみの機能を有する場所ではなく、にぎわいやシンボル性などの都市空間を形成する重要な要素の一つであり、ウォークアブルなまちづくりに向けた歩行空間の確保・活用について、取り組みます。
- ・ 歩行者や自転車の安全性を確保するため、歩行者、自転車及び自動車の分離、信号機及び横断歩道などの整備に取り組みます。
- ・ 交通渋滞の緩和及び安全性の向上のため、右折レーンの設置などの交差点改良に取り組みます。
- ・ JR 光の森駅、JR 三里木駅及び JR 原水駅を連絡する（県）熊本菊陽線は、本町の玄関口として歴史性や景観に配慮した道路空間の形成に向けて協議していきます。
- ・ 夜間の防犯対策として、安全で快適な道路空間を確保するため、ユニバーサルデザインに基づく照明施設の整備を進めます。



2) 公共交通の整備方針

①基本方針

- ・鉄道、空港、高速バス、路線バス、セミコン通勤バス、町内巡回バス及び乗合タクシーなどの多様な交通手段を組み合わせ、拠点の連携を強化することにより、安全・安心な暮らしの実現を目指し、「菊陽町地域公共交通計画」を基に、快適に移動できる公共交通ネットワークの再構築に取り組みます。
- ・交流人口の拡大のため、鉄道を公共交通の軸として、今後のまちづくりと連動した公共交通の充実を進めます。
- ・更なる利便性の向上や環境負荷を軽減するため、先進技術の活用について協議していきます。
- ・交通渋滞の緩和や運転士不足へ対応するため、公共交通の利用促進や持続可能性の確保に取り組みます。

②整備方針

【住民】

- ・町内移動を支える巡回バスと乗合タクシーは交通弱者にとって重要な移動手段であり、更なる利便性向上のためバス事業者間や官民の連携を強化し、サービス内容の見直しを進めます。
- ・利用者ニーズに応じた路線バスのサービス水準の最適化や、周辺自治体のコミュニティ交通との連携を通じた、町内外との公共交通ネットワークの強化について協議していきます。
- ・バスやタクシーの運転士不足へ対応するため、就業促進や日本版ライドシェアなどの対策について協議していきます。
- ・阿蘇くまもと空港と鉄道駅をつなぐ公共交通の導入について協議していきます。

【来訪者】

- ・JR 豊肥本線が本町中央部を東西に貫通し、JR 光の森駅、JR 三里木駅及び JR 原水駅の3駅が公共交通機関の結節点として存在しており、町民及び来町者の交通環境の利便性の向上や多様な交通手段の連携強化、新たな人の流れやにぎわい拠点の形成のために、新駅の設置を進めます。
- ・鉄道を町の公共交通の軸とし、新駅を核とした路線バスや巡回バス、高速バス、シェアサイクル、広域的なBRT（Bus Rapid Transit）などによる二次交通体系の構築に取り組みます。
- ・駅前広場は、パークアンドライド方式の駐車場やキスアンドライド方式の停車空間の確保、放置自転車の解消を考慮した駐輪場の整備に加え、バスやシェアサイクルなどの多様な交通手段との連携強化に向けたモビリティハブの整備について協議していきます。
- ・半導体関連企業の集積や駅周辺のまちづくりによる今後の鉄道利用者の増加を踏まえ、鉄道駅と産業生産拠点をつなぐバスの増便、JR 豊肥本線の運行本数の増便や車両の増結、同時進入化や複線化などの機能強化について協議していきます。
- ・外国人の増加に対応しユニバーサルデザインを取り入れた施設の充実を図るなど、鉄道駅やバス停の待合環境を整備し、交通結節点として機能を充実することについて協議していきます。

【新たなモビリティ】

- ・運転士不足に対応する自動運転や環境負荷の小さいグリーンエネルギーなどの先進的な技術を活用した、今後の町の発展にふさわしい新たなモビリティの導入について協議していきます。

3) 公園・緑地の整備方針

①基本方針

- ・公園や緑地の整備は、人口が増加する中、グリーンインフラ社会の実現や豊かな市街地の形成に向け、整備計画に基づいて、開発計画と連携した効率的な整備を進めます。
- ・緑地の整備目標は、「菊陽町都市公園条例（令和5年10月1日施行）第1章 第1条の3」を踏まえて設定します。

▼ 都市公園などの施設として整備すべき緑地

区分	基準値（令和2年）	目標値（令和22年）
人口1人あたりの緑地面積	9.1 m ² /人	10 m ² /人

- ・人口1人あたりの緑地面積の目標値より、緑地の目標整備量の確保に取り組みます。

▼ 緑地の目標整備量

$$10 \text{ m}^2/\text{人} \times 48,534 \text{ 人} = 48.5\text{ha} \text{（令和22年）}$$

②レクリエーション拠点と軸の設定

- ・レクリエーション拠点は、広域的な交流拠点施設として位置づけるとともに、観光拠点としても視野に入れた計画の策定や整備を進めます。

● レクリエーション拠点

- ・菊陽町総合体育館、アーバンスポーツ施設、菊陽杉並木公園（さんふれあ、図書館など）
- ・菊陽町町民総合運動場
- ・鼻ぐり井手公園（馬場楠井手の鼻ぐり）
- ・ふれあいの森公園（ふれあいの森研修センター）

- ・レクリエーション拠点と連携した軸の形成に取り組みます。

● 緑の軸：県道熊本菊陽線（豊後街道）

- ・JR光の森駅、JR三里木駅及びJR原水駅と結節することで本町の玄関口になるとともに、沿道の杉並木は本町のシンボリックな緑であることから緑の軸として保全に取り組みます。

● 水との交流軸

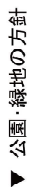
- ・白川や周辺緑地の一体的な整備や保全を図る河川敷と遊歩道の一体的な親水空間の整備により、散策路として周辺の公園や文化財との歩行者ネットワークの形成に取り組みます。

● 歴史との交流軸

- ・鉄砲小路地区の既存集落内の道路は、既存集落に近接する緑地の保全にあわせ、地域住民の誇りで歴史的価値のある生垣などの緑景観保存に取り組みます。
- ・景観を生かした遊歩道の整備を図るとともに、周辺の公園や文化財などへの連絡性を確保することで、散策路としての歩行者ネットワークの形成に取り組みます。

● 人との交流軸

- ・ふれあいの森公園、菊陽町町民総合運動場及び鼻ぐり井手公園を連絡する南北方向の経路を交流軸として位置づけし、散策路としての歩行者ネットワークの形成に取り組みます。



▲公園・緑地の整備方針図

③整備方針

ア) 総合公園

- ・本町の総合公園は、菊陽杉並木公園（約 18.1ha）があります。
- ・総合公園は、町民を対象に休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動など、総合的な利用ができる空間として整備しており、災害時には防災拠点として機能が発揮できるよう整備を進めます。
- ・今後は観光資源としても活用し、交流人口の更なる増加に向けて、西日本最大規模の専用施設となるアーバンスポーツ施設の整備を進め、隣接地に町民グラウンドの移設を進めます。

イ) 地区公園

- ・本町では、現在のところ、整備された地区公園はありません。
- ・今後は、町民や就業する人々の健康増進のための施設の整備方針について、必要に応じて協議していきます。

ウ) 近隣公園

- ・本町の近隣公園は、都市計画決定済などを含め 7 箇所（約 11.6ha）あります。
- ・近隣公園は、半径 500m 程度の近隣に居住する人々や工業系用途地域内の従業員のリフレッシュ空間として整備しており、今後も持続的な公園の利用ができるための施設の保全や管理の徹底に取り組みます。

エ) 街区公園

- ・本町の街区公園は、都市計画決定済なども含め 129 箇所（約 9.7ha）あります。
- ・現在の街区公園の配置は、民間開発などによる公園が多くを占め、市街化区域内に集中しています。また、将来的な人口増加に対応した市街化の動向を踏まえ、市街地に限らず既存集落地においても、必要に応じて配置計画を協議していきます。

オ) 緑地など

- ・本町には、緑地とみなされる「緑」が数多く存在しています。
- ・第一には、古くから人の手が加えられていない緑、第二には、古人が手を加え現在に至る緑、第三には、現代の人々が手を加えた公園や緑地、街路樹などの緑、第四には、住民をはじめとする人々の食生活などを支える田園などの緑があります。
- ・多くの緑のうち、都市計画法、都市公園法及び自然公園法など数多くの法律などによって保護されるものは、第三の緑のみです。
- ・出来る限りの「緑」を都市計画緑地として指定することによって、住民のシンボリックな空間を後世に残していくものとします。

4) 河川の整備方針

- ・本町の主な河川は、町域の中央を流れる白川と町域の北部を東西方向に流れる堀川（馬場までは上井手）があり、人々の心に潤いを与える大切な環境要素です。
- ・河川は、憩いの場となる一方で、過去に、洪水により大きな被害をもたらしてきた経緯もあることから、河川整備は、町民の生命や財産を守り、安全で快適な生活基盤を形成していく上で、重要な課題となっています。
- ・河川の改修は、水辺の自然環境や景観の保全、災害の防止及び憩いの場としての親水性を確保していくために関係機関と協議していきます。

5) 下水道の整備方針

- ・本町の下水道（污水）事業は、熊本市、合志市を含めた熊本北部処理区域として、広域的に集めた污水を熊本県が管理する処理場に排水処理をする流域関連公共下水道として整備を進めており、污水処理区域を 1,082ha と設定し、計画的な整備を進めます。
- ・本町東部における白川左岸の既存集落では、白水地区農業集落排水事業（30ha）が整備済です。
- ・今後更なる半導体関連企業の集積に伴い工場排水の増加が見込まれ、既存処理場の能力不足が懸念されており、事業所などからの排水処理を適切かつ確実に行うため、県が実施する新たな処理場（特定公共下水道）の整備を推進します。
- ・（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業により市街化区域へ編入する区域は、関係機関と協議の上、下水道の事業計画区域に編入し、整備に取り組みます。
- ・下水道は、住民生活を支える重要なライフラインであることから、施設の老朽化対策、ポンプ場などの施設の耐震化やマンホールトイレの整備に取り組みます。
- ・近年、異常気象による局地的大雨が頻発化しており、内水氾濫への対応について協議していきます。

6) その他の都市施設の整備方針

①ごみ処理施設

ア) ごみ処理施設

- ・ごみ処理は、本町、菊池市、合志市及び大津町で構成する「菊池広域連合」が管理する「菊池環境工場 クリーンの森合志（ごみ焼却場及び最終処分場）」と「環境美化センター（リサイクル施設及び埋立処分場）」があり、一体的かつ効率的に行われています。

イ) 汚物処理施設

- ・汚物（し尿及び浄化槽汚泥）処理は、「菊池広域連合」が菊池市に整備した「クリーンセンター花房（平成 17 年）」で行われています。
- ・本町を含む処理区域全体の処理量は、公共下水道の整備により年々減少しています。
- ・新たな整備計画は現在ないものの、必要に応じて、周辺環境に配慮した適切かつ効率的な施設の維持管理に取り組みます。

ウ) 火葬場

- ・火葬は、菊池広域連合が整備した「大津火葬場（昭和 60 年）」と「菊池火葬場（昭和 63 年）」があります。
- ・施設の更新に当たっては、菊池広域連合や構成市町と協議していきます。

②小、中学校

ア) 小学校

- ・本町の小学校は、菊陽南小学校、菊陽中部小学校、菊陽北小学校、菊陽西小学校、武蔵ヶ丘小学校及び武蔵ヶ丘北小学校の 6 校があり、宅地開発や都市基盤整備による人口増加に伴い整備を進めてきました。
- ・児童数は、増加傾向にあります。
- ・今後は児童数の増加や施設の老朽化など、必要に応じて施設の増築や改築について協議していくほか、外国人増加による国際化への対応について協議していきます。

▼ 小学校の状況

年次	学級数	児童数(人)
平成 27 年度	110	2,938
平成 28 年度	114	2,952
平成 29 年度	116	2,962
平成 30 年度	120	3,045
令和元年度	124	3,053
令和 2 年度	129	3,032
令和 3 年度	131	2,887
令和 4 年度	132	3,082
令和 5 年度	135	3,026
令和 6 年度	135	2,999

（資料：熊本県学校基本調査）

イ) 中学校

- ・本町の中学校は、菊陽中学校と武蔵ヶ丘中学校の2校があり、宅地開発や都市基盤整備による人口増加に伴い整備を進めてきました。
- ・児童数は、増加傾向にあります。
- ・今後は児童数の増加や施設の老朽化など、必要に応じて施設の増築や改築について協議していくほか、国際化に対応したインターナショナルスクールの誘致について協議していきます。

▼ 中学校の状況

年次	学級数	児童数(人)
平成 27 年度	43	1,287
平成 28 年度	43	1,332
平成 29 年度	44	1,340
平成 30 年度	43	1,323
令和元年度	46	1,360
令和 2 年度	45	1,360
令和 3 年度	50	1,425
令和 4 年度	52	1,504
令和 5 年度	53	1,507
令和 6 年度	53	1,463

(資料：熊本県学校基本調査)

③その他の都市施設

- ・住民の文化、福祉及び生活利便性の向上のため、教育文化施設、医療施設及び社会福祉施設を周辺の利用圏に配慮しながら、適正な配置となるよう、整備計画について協議していきます。
- ・余暇時間の増大などを踏まえ、町民の多様なニーズに対応した、生き甲斐のある生活を送ることができるよう、十分に配慮した上で、整備方針を協議していきます。

(4) 自然環境の保全及び都市環境の整備方針

1) 環境全般に関する方針

- ・本町の自然環境や生活環境を含む都市環境は、可能な限り健全な状態で将来へ引き継いでいくために、さらなる環境保全への取り組みが必要です。
- ・「共生」「協働」「循環型社会」を目指した都市づくりを住民と行政が一体となって推進していくことが不可欠です。
- ・上記の都市づくりを推進するため、主に「河川浄化」「ごみの減量」「自然環境学習」などのプロジェクトを推進するとともに、新たな取り組みについて協議していきます。

2) 自然環境の保全

①基本方針

- ・社会、産業構造や住民意識の様々な面において、自然環境に対する意識変革が必要です。
- ・長期的な視野に立ち、本町に暮らす住民の意識醸成を行っていくことで、貴重な緑や地下水、河川などの自然環境の保全に取り組みます。

②整備方針

ア) 緑地

- ・本町の北部には周辺市町と連続する緑地があり、南部には空港周辺の丘陵地に緑地があります。
- ・緑地は、平地が大部分を占める本町にとって貴重な自然緑地であり、良好な自然景観の要素であることから、整備や保全に取り組みます。
- ・白川や堀川などの河川は、周辺緑地と一体的な整備や保全を目指すとともに、親水空間の形成や周辺公園との連携及び遊歩道の整備について一体的に取り組みます。
- ・北部と南部の緑地に挟まれ、中央部の市街地を覆う形で広がっている農地は、本町の文化的景観の形成要素の一つとして、田園景観の原風景として保全に取り組みます。
- ・市街地や既存集落内は、緑豊かで潤いのある空間形成を図るため、良好な既存緑地を有効に活用するとともに、市街地などの特性に応じた緑の創出に取り組みます。
- ・社寺林や屋敷林などの地域に密着した良好な緑地は、地域に暮らす方々とともに保全に取り組みます。

イ) 地下水

- ・本町は、地理的に阿蘇山麓に開けた洪積平野に位置しており、水資源は阿蘇山の自然風土の恩恵を受けてきました。
- ・地下水は、都市化の進展や使用量の増加に伴い、熊本都市計画区域周辺では、水位の低下や汚染化の現象も見られましたが、白川中流域水田湛水事業などの取り組みにより現在は回復傾向にあるため、引き続き湛水事業を進めます。
- ・住民が将来にわたって豊かで良質な地下水を享受できるよう産学官が連携した地下水涵養を進めます。また、県では地下水位のリアルタイム確認や水質調査結果の公表などを実施しており、地下水の量と質の確保や地下水取水削減などに向けた検討を実施しています。
- ・本町では、森林地域などの涵養域の保全に努めるとともに、雨水浸透マス、浸透性舗装や全浸透型の調整池などの雨水浸透施設による地下への水還元を必要に応じて協議していきます。

3) 都市環境の整備方針

①基本方針

- ・省エネルギー対策、エネルギー転換及びリサイクルによって都市環境の保全に取り組みます。

②整備方針

ア) リサイクル資源の収集

- ・ごみの分別収集を徹底し、リサイクル活動の支援に取り組みます。

イ) 循環型社会の構築

- ・太陽光発電などの自然を活用した新エネルギーへの転換や効率的なエネルギーの供給により、従来エネルギーの消費低減に取り組みます。
- ・必要に応じて、下水処理水や工場排熱などの未利用エネルギーの活用について協議していきます。
- ・近年、太陽光パネルの無秩序な設置が問題視されており、周辺環境との調和や豊かな景観の形成を図るための指針の策定について協議していきます。

ウ) リサイクル素材の活用

- ・道路整備や都市づくりなどの都市基盤整備の材料としての活用に取り組みます。

エ) カーボンニュートラルの実現

- ・二酸化炭素排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラルの実現を目標に、環境共生住宅などの省エネルギー型建物の普及、施設の集約及び共同化、省エネ家電の普及、下水によるエネルギーの有効利用、ごみの発生抑制及び再資源化、自家用車から公共交通への転換などにより、二酸化炭素の排出量の低減に取り組みます。

オ) 環境汚染物質の管理

- ・ダイオキシンなどの有害な化学物質は、適正な管理や処分の徹底に取り組みます。

4) 情報環境の整備方針

- ・高度情報化社会に対応した地域の活力維持や生活の質的向上を図るため、光ケーブル網やケーブルテレビなどの高速インターネット接続などに寄与する情報通信基盤の整備を進めます。

(5) 都市景観形成の方針

1) 自然景観の方針

①緑地

- ・本町の自然の中に残る緑地は、土砂崩れなどの防止、雨水の保水機能及び地下水の涵養などの機能に加え、都市景観の形成に大きな影響を与えることから、その保全に取り組みます。

②農地

- ・本町の市街地周辺に広がる農地は、本町の都市景観の一要素を構成しています。
- ・農業を巡る社会情勢を踏まえると、土地利用の転換や後継者不足による耕作放棄の増加が、今後はますます懸念されます。
- ・良好な景観を形成する要素の一つである豊かな田園風景の保全に取り組みます。

③河川

- ・白川と堀川が本町の貴重な水辺景観を形成するとともに、町民の生命や財産を守り、安全で快適な生活基盤を形成することが望まれています。
- ・市街地や集落地の中を流れる用水は、貴重な水辺景観となっています。
- ・河川や用水の治水整備などとあわせ、親水性に配慮した景観整備や他の自然景観要素（緑地、農用地）と一体的で豊かな文化的景観の形成に取り組みます。

④空港周辺

- ・熊本県景観計画では、空港周辺が景観形成地域に位置付けられており、熊本の「空の玄関」にふさわしい風格のある景観形成を図る必要があることから、産業立地と自然環境との調和がとれた潤いのある地域の発展となるような景観形成に取り組みます。

2) 市街地景観の方針

①道路

- ・市街地内の道路の整備に当たっては、高木や低木などの植栽を施し、良好な道路環境や緑の軸の形成に取り組みます。また、（県）熊本菊陽線（豊後街道）では、歴史性のある道路として古くから残っている杉並木などの維持管理を進めます。
- ・幹線道路沿道部では、道路緑化とともに屋外広告物の規制誘導など、潤いと落ち着きのある景観を形成し、緑豊かで街並みと調和した道路景観の形成に取り組みます。
- ・JR 豊肥本線の各駅までの主な移動経路には、本町の街並みにふさわしい都市景観の形成を図るため、緑化やたまりの空間に配慮した歩行空間の確保に取り組みます。

②鉄道駅、駅前広場

- ・鉄道駅は、将来的な複線化を念頭においた上で、本町の交通結節拠点として象徴的なデザインなどに配慮されるように取り組みます。
- ・駅前広場は、交通結節機能を重視したものに偏らず、接続する（県）熊本菊陽線（豊後街道）との連続性を考慮することで、緑地や人のたまり空間機能の確保に取り組みます。
- ・駅前広場は、違法駐車や放置自転車の対策として、必要に応じてパークアンドライド方式及びキスアンドライド方式の駐停車場や駐輪場の整備に向けて協議していきます。
- ・鉄道駅、駅前広場及び（県）熊本菊陽線の一連の人の流れを考慮し、その移動経路にあたる道路は、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた施設の充実や快適性の向上に取り組みます。

③公園

- ・公園は適正な距離に配置し、自然の緑と一体性が感じられる空間の整備を進めます。
- ・近隣公園や地区公園は、町民が集い、健康的で快適に過ごすことのできる空間を形成するとともに、防災の観点から避難場所の確保に取り組みます。
- ・公園の維持管理は、防犯上の観点から、雑草処理や植樹の剪定などを住民との協働により取り組みます。

④住宅地

- ・住宅地は、集落地の生垣などに囲まれた住居空間を参考にしながら、町全域で、緑とともに生活する豊かな景観を備えた住宅市街地の形成に取り組みます。
- ・面的な整備を実施する区域などは、地区計画制度や建築協定などによる土地利用や建物利用の適正化に取り組むとともに、緑化協定などによる緑空間の確保や維持管理を住民主体で行い、良好な住宅地の景観形成に取り組みます。

⑤工業地

- ・本町の主な工業などが立地している区域や立地ができる区域は、町北部のセミコンテックパーク及び原水工業団地、町中央部の JR 豊肥本線沿線、町南部の一般国道 443 号沿線などがあります。
- ・菊陽第二土地区画整理事業内の工業地については、周辺の住環境と調和した景観形成に取り組みます。
- ・セミコンテックパークなどは、自然空間の中に位置していることから、自然との共生を考慮した景観を引き続き誘導していきます。
- ・従業者のくつろぎの空間となる公園などは、適切に維持管理を行い、良好な景観保持に取り組みます。

⑥商業地

- ・本町の商業地は、近隣地域を対象としたものと沿道利用型のものとに大別されます。
- ・近隣地域を対象とした商業地は、JR 光の森駅の北側や JR 三里木駅周辺があり、沿道利用型は、（都）弓削原水線（一般国道 57 号（菊陽バイパス））の沿道部があります。
- ・近隣地域を対象とした商業地は、来客者が施設間や施設内を安全かつ快適に移動して買い物ができるように、ユニバーサルデザインを考慮した道路などの施設整備に取り組みます。
- ・沿道利用型の商業地は、自動車の利用が主であるため、駐車場などは、高木や低木などの植栽や緑化ブロックなどの舗装を活用することで、利用者にとって快適な買い物空間を形成するために、地域に相応しい道路景観について協議していきます。

⑦公共公益施設

- ・公共公益施設は、前述した緑化などの方策を積極的に取り入れながら、民有地緑化の参考になる景観形成に取り組みます。
- ・地域重視型のコミュニティ施設などは、良好な都市景観を形成していくために実施主体の枠組みにとらわれずに、地域住民との話し合いを行いながら、地域に相応しい整備を進めます。

(6) 都市防災の整備方針

①基本方針

- ・本町では、これまでに豪雨災害や震災により多くの人的及び家屋被害が発生しました。近年、自然災害が頻発化・激甚化する傾向にある中、災害対策のあらゆる分野で強靱性（レジリエンス）を向上させるには人命の保護を最大限図ることが必要であり、「防災」の考え方に加えて、「減災」の考え方の徹底や都市機能の維持、災害発生後、速やかに復旧することが重要です。
- ・災害リスクや地域の実情に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化及び代替施設の確保などのハード対策や訓練や防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせた施策を効果的に進めるとともに、併せて減災や復旧復興に向けた体制づくりに取り組みます。
- ・気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、土地利用規制や避難体制の強化など、河川流域の関係者（国、県、町、企業、住民など）が協働して行う治水対策について取り組みます。
- ・町民の防災意識の向上を図るとともに、自助、互助、共助及び公助の適切な役割分担による災害対応力の強化に取り組みます。

②整備方針

- ・災害対策本部や応援活動拠点の機能を備えた「防災センター」、地域の避難拠点や支援物資受入配送拠点となる「菊陽杉並木公園（菊陽町総合体育館を含む）」及び「光の森防災広場」の3つの地域避難拠点を有機的に連携させ、町全体の防災力向上に取り組みます。
- ・地域避難拠点における防災機能の整備など、高齢者、障がい者、女性、こどもや外国人などの多様な人々に十分配慮した上で防災力の強化に取り組みます。
- ・災害時における救助活動や緊急物資の輸送のため、本町と他市町村や拠点間を結ぶ緊急輸送道路などの道路ネットワークの強化、町内各地域を結ぶ道路網の整備に取り組みます。
- ・災害時においても都市機能を確保し、一定水準での日常生活や社会経済活動が継続できるよう、道路や污水管などインフラの強化に取り組み、大規模災害時にも都市機能を速やかに復旧できる災害に強い都市づくりに取り組みます。
- ・互助の推進のため、自主防災組織による活動活性化の支援、地区公民館の耐震化を進めます。
- ・大規模な地震による液状化、大規模盛土造成地滑動崩落などの発生、集中豪雨に伴う都市水害及び土砂災害などの発生を考慮し、災害リスクについてハザードマップなどで整理された情報も活用しながら、町民生活の防災や減災面からみた土地利用の規制などの強化について取り組みます。
- ・電柱倒壊のリスクを回避する防災力の向上、歩行空間を確保する安全性や快適性の向上、良好な景観の形成に向けて、無電柱化に取り組みます。
- ・計画的な防災力向上のため、地域防災計画や防災指針（立地適正化計画）の策定に取り組みます。

③地域防災、防犯の推進

- ・町民の防災意識の向上のため、防災マップやマイ・タイムラインの周知、広報紙への掲載、出前講座、学校における防災教育の推進及び防災訓練の実施などに取り組みます。
- ・防災行政無線や町ホームページなど、デジタル技術を活用したさまざまな情報ツールを積極的に活用しながら、災害時に誰もが正確で迅速な情報の収集ができる情報発信に取り組みます。
- ・防犯灯や防犯カメラの設置など、犯罪の起きにくい環境づくりを進めます。